

慶弔・見舞金規程

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

第 1 条 公益社団法人東京グラフィックサービス工業会の正会員，名誉会員，賛助会員の慶事，死亡・傷病・火災・天災等の事故が発生した場合，この規程の定めるところに従い見舞金を贈呈する。

第 2 条 見舞金は，当該正会員の所属地域担当理事が，事故があったときから 1 ヶ月以内に所定の様式による会長あての申告書が提出された場合，会長により当該地域担当理事経由本人に送達する。

第 3 条 見舞金の種類は次の 3 種とする。

- (1) 弔慰金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 災害見舞金

2. 弔慰金は，正会員，名誉会員および賛助会員代表者が死亡した場合，法定相続人に支給する。

3. 傷病見舞金は，正会員が病気または負傷して医師の 1 ヶ月以上の入院を要する旨の証明を地域担当理事が確認したときに会長より本人に支給する。

4. 災害見舞金は，火災・天災等のため，正会員の住所または事業場の面積の 2 分の 1 以上に実害をうけ，5 日間以上使用できない現状を地域担当理事が確認した場合に支給する。

第 4 条 見舞金の金額は次のとおりとする。

- (1) 弔慰金（正会員） 30,000 円＋花輪 1 本
- (2) 弔慰金（名誉会員，賛助会員） 20,000 円＋花輪 1 本
- (3) 弔慰金（正会員の配偶者及び 1 親等） 10,000 円＋花輪 1 本

2. 傷病見舞金 10,000 円

3. その他の弔事 1，2，項に準じて弔慰金を定める。

第5条 同時に広範囲の地域にわたり、天災・地変のため正会員が災害にあい、かつ住居または事業場の全部が災害をうけた場合は、この内規によることなく、理事会が別に救援対策を講ずるものとする。

第6条 慶事についての祝金は次の通りとする。

- (1) 会員の結婚 20,000 円
会員の子女の結婚 10,000 円
- (2) 事業所の新築披露祝い 20,000 円
- (3) 創業10周年以上の記念式典祝い 10,000 円
- (4) その他の慶事 (1), (2), (3)項に準じて祝金を定める。

第7条 前各号の規定に拘らず現職役員、名誉会員の弔慰、慶事については別に定める。

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。